

質問事項に対する回答書

(工事名)関越自動車道 木沢川橋床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	12月22日	設計図(6/8)交通規制(木沢川橋)	56/137 38/137	防護柵架設 撤去 撤去B 撤去平面図	防護柵撤去Bについて、平面調書では「端末無筋コンクリート埋込式」と記載がありますが、集計表には18.0m(101+20~38)などの端部の長さにしては長い数値があります。この位置を確認してみると、ガードケーブルが前後連続して配置されており端末には見えません。このような箇所も1mと記載されている箇所と同じ歩掛で計上するのでしょうか。	設計図「05_06_交通規制(木沢川橋)の平面調書(56/137)」について、「端末無筋コンクリート埋込式」の記載は誤りであり、正しくは「ガードケーブルA種土工区間及びガードケーブルA種端末無筋コンクリート埋込式」です。なお、「防護柵撤去設置工 撤去B」において数量1.00と記載の箇所はガードケーブルA種端末無筋コンクリート埋込式、その他の箇所はガードケーブルA種土工区間として計上ください。 また、上記と併せて設計図「05_06_交通規制(木沢川橋)(123/137)」 「05_07_交通規制(徳田橋)(44/53)」に誤謬が確認されたので、訂正を行います。なお、競争参加希望者に対し、別途、訂正図書を通知します。
2	12月22日	特記仕様書	54	24-34-2	撤去A~Dは「既設ガードケーブルを撤去～」撤去。G、Hは端末ながら支柱撤去となっています。撤去A~Dはケーブルだけ撤去なのでしょうか。または支柱も撤去するのでしょうか。	「既設ガードケーブルを撤去～」と記載のある単価項目は、支柱の撤去も含まれます。 積算に資するための条件の明確化のため、特記仕様書P54~55に追記するよう訂正を行います。なお、競争参加希望者に対し、別途、訂正図書を通知します。